

規程集

- ・ 大阪大学学部学則
- ・ 大阪大学文学部規程
- ・ 大阪大学文学部履修規程
- ・ 大阪大学文学部における卒業論文の評価基準

大阪大学学部学則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この学則は、大阪大学（以下「本学」という。）の学部の修業年限、教育課程その他の学生の修学上必要な事項について、定めるものとする。

(教育研究上の目的の公表等)

第1条の2 本学は、学部又は学科ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、公表するものとする。

(学部及び学科)

第2条 本学に、次の学部及び学科を置く。

文学部 人文学科

人間科学部 人間科学科

外国語学部 外国語学科

法学部 法学科、国際公共政策学科

経済学部 経済・経営学科

理学部 数学科、物理学科、化学科、生物科学科

医学部 医学科、保健学科

歯学部 歯学科

薬学部 薬学科

工学部 応用自然科学科、応用理工学科、電子情報工学科、環境・エネルギー工学科、地球総合工学科

基礎工学部 電子物理科学科、化学応用科学科、システム科学科、情報科学科

(収容定員)

第3条 前条に定める学部及び学科の収容定員は、別表1のとおりとする。

(学年)

第4条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第5条 学年を分けて、次の4学期とする。

春学期

夏学期

秋学期

冬学期

2 春学期及び秋学期の開始日は、それぞれ4月1日及び10月1日とし、夏学期及び冬学期の開始日は、総長がその都度定める。

3 夏学期及び冬学期の終了日は、それぞれ9月30日及び3月31日とし、春学期及び秋学期の終了日は、総長がその都度定める。

(休業日)

第6条 休業日は、次のとおりとする。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）及び天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律（平成30年法律第99号）に規定する休日

大阪大学記念日 5月1日

春季休業 4月1日から4月10日まで

夏季休業 8月5日から9月30日まで

- 冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで
- 2 春季休業、夏季休業及び冬季休業については、学部の事情により学部長が総長の承認を得て、その都度変更することができる。
- 3 臨時の休業日については、総長がその都度定める。
- 第7条 削除**

第2章 学生

(修業年限)

- 第8条** 修業年限は、4年とする。ただし、医学部医学科、歯学部及び薬学部については、6年とする。
- 2 第10条の5の規定に基づき、長期にわたる教育課程の履修を認められた者（以下「長期履修学生」という。）は、当該許可された年限を修業年限とする。

(在学年限)

- 第9条** 在学年限（長期履修学生の在学年限にあっても同様とする。）は、8年とする。ただし、医学部医学科、歯学部及び薬学部については、12年とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、第14条から第15条までの規定により、入学を許可された者の在学年限については、学部規程で別に定める。
- 3 学生が前2項に規定する在学年限に達したときは、当該学生はその身分を失う。

(教育課程及びその履修方法等)

- 第10条** 教育課程は、本学、学部及び学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、教養教育、専門教育及び国際性涵養教育を基に体系的に編成するものとする。
- 2 授業科目の区分は、次のとおりとする。
- 教養教育系科目
学問への扉、基盤教養教育科目、高度教養教育科目、情報教育科目、健康・スポーツ教育科目、アドヴァンスト・セミナー、コミュニケーションデザイン科目
- 専門教育系科目
専門基礎教育科目、専門教育科目
- 国際性涵養教育系科目
マルチリンガル教育科目、高度国際性涵養教育科目、国際交流科目
- 3 前項に定める区分の各授業科目、履修方法等については、学部規程で別に定める。ただし、全学の協力のもとに実施する科目については、全学共通教育科目として別に定める。
- 4 前項の規定にかかわらず、コミュニケーションデザイン科目及び国際交流科目の開設及び履修方法等については、別に定める。
- 5 第2項に定めるもののほか、教職教育科目を開設し、その授業科目、履修方法等については、別に定める。

(大学院等高度副プログラム)

- 第10条の2** 前条の教育課程のほか、幅広い分野の素養等を培う教育を行うため、大学院等高度副プログラムを開設する。
- 2 大学院等高度副プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(授業の方法)

- 第10条の2の2** 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。
- 2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。
- 4 第1項の授業の一部は、文部科学大臣が別に定めるところにより、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(単位の計算方法)

第10条の2の3 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で学部規程又は全学共通教育規程で定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で学部規程又は全学共通教育規程で定める時間の授業をもって1単位とする。

(3) 1の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して学部規程又は全学共通教育規程で定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修を考慮して、単位数を定めることができる。

(学修証明書等)

第10条の2の4 第10条に規定する教育課程の一部をもって体系的に開設する授業科目の単位を修得した学生に対し、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第163条の2に規定する学修証明書を交付することができる。

2 前項に規定する体系的に開設する授業科目は、学修証明プログラムと称する。

3 前項に定めるもののほか、学修証明プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

4 第1項に定めるもののうち、学生が本学の科目等履修生として修得した単位を本学に入学した後に修得したものとみなすときは、その単位数、修得に要した期間その他当該学部が必要と認める事項を勘案して当該学部が認める期間を、第8条に規定する修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、当該修業年限の2分の1を超えることができない。

(他の大学等における授業科目の履修)

第10条の3 学部長(学部長から委任を受けた者を含む。以下同じ。)が教授会の議を経て教育上有益と認めるときは、他の大学、専門職大学若しくは短期大学(専門職短期大学を含む。以下同じ。)又は外国の大学(専門職大学に相当する外国の大学を含む。以下同じ。)若しくは短期大学との協議に基づき、学生に当該大学の授業科目を履修させることができる。ただし、やむを得ない事情により、外国の大学又は短期大学との協議を行うことが困難な場合は、これを欠くことができる。

2 前項の規定により、学生が他の大学、専門職大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学において修得した単位は、60単位を限度として、卒業に要する単位に算入することができる。

(大学以外の教育施設等における学修)

第10条の3の2 学部長が教授会の議を経て教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、学部の定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることのできる単位は、前条第2項により修得した単位と合わせて60単位を限度とする。

(入学前の既修得単位の認定)

第10条の4 学部長が教授会の議を経て教育上有益と認めるときは、本学に入学した者が本学入学前に大学、専門職大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学において修得した授業科目の単位(大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第31条第1項に規定する科目等履修生及び同条第2項に規定する特別の課程履修生として修得した単位を含む。)を、本学において修得したものとして認定することができる。

2 学部長が教授会の議を経て教育上有益と認めるときは、本学に入学した者が本学入学前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、学部の定めるところにより単位を与えることができる。

3 前2項の規定により修得したものとして認定し、又は与えることのできる単位数は、第14条から第15条までの規定により入学又は転学を許可された場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第10条の3第2項及び前条第2項の規定により修得した単位と合わせて

60単位を限度とする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第10条の5 学部長は、別に定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、第8条第1項に規定する修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

(教育職員の免許状授与の所要資格の取得)

第10条の6 本学における教育職員の免許状授与の所要資格の取得方法は、別に定める。

(試験及び評価)

第10条の7 履修した各授業科目の可否は、当該授業担当教員が実施する筆記試験によって決定する。ただし、試験に代わる方法によることもできる。

2 各授業科目の試験の成績は、100点を満点として次の評価をもって表し、S、A、B及びCを合格、Fを不合格とする。

S (90点以上)

A (80点以上90点未満)

B (70点以上80点未満)

C (60点以上70点未満)

F (60点未満)

(成績評価基準等の明示等)

第10条の8 本学においては、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 本学においては、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第10条の9 本学においては、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(入学)

第11条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないと学部長が認めたときは、夏学期、秋学期及び冬学期の始めに入学させることができる。

第12条 入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程により、12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校を修了した者

(3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

(8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

第13条 入学を志願する者に対して選抜試験を行い、総長は、教授会の議を経て、入学を許可すべき者を決定する。

2 選抜試験については、別に定める。

第14条 次の各号のいずれかに該当する者については、総長は、学部規程の定めるところにより、

教授会の議を経て、入学を許可することがある。

(1) 一の学部を卒業し、更に他の学部又は同一学部の他の学科（文学部、人間科学部及び外国語学部の場合にあつては、同一学科の他の専攻分野）に入学を志願する者

(2) 学部を退学した後、更にその学部に入學を志願する者

(3) 他の大学又は専門職大学の学部を卒業し、更に本学の学部に入學を志願する者

2 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部の専攻科の課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。）で、本学の学部に入學を志願するものについては、総長は、当該学部規程の定めるところにより、教授会の議を経て、編入學を許可することがある。

3 高等専門学校を卒業した者で、工学部又は基礎工学部に編入學を志願するものについては、総長は、当該学部規程の定めるところにより、教授会の議を経て、編入學を許可することがある。

第14条の2 次の各号のいずれかに該当する者で、法学部第3年次に入學を志願するものについては、総長は、法学部規程の定めるところにより、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

(1) 大学若しくは専門職大学を卒業した者又は学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者

(2) 大学又は専門職大学において2年以上在学し、法学部が別に定める所定の単位を修得した者

(3) 外国において学校教育における14年以上の課程（日本における通常の課程による学校教育の期間を含む。）を修了した者（外国において最終の学年を含め2年以上継続して学校教育を受けていた者に限る。）

(4) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者

第14条の3 次の各号のいずれかに該当する者で、人間科学部又は経済学部の第3年次に入學を志願するものについては、総長は、当該学部規程の定めるところにより、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

(1) 大学若しくは専門職大学を卒業した者又は学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者

(2) 大学又は専門職大学において2年以上在学し、当該学部が別に定める所定の単位を修得した者

(3) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者

(4) 外国において、前3号に相当する学校教育における課程を修了した者

第14条の4 外国語学部の第3年次、医学部の第2年次若しくは第3年次又は歯学部の第3年次に入學を志願する者については、総長は、当該学部規程の定めるところにより、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

第15条 他の大学又は専門職大学の学部の学生で本学に転學を志願する者については、総長は、学部規程の定めるところにより、教授会の議を経て、転學を許可することがある。

2 前項の規定により、転學を願い出た者は、その際現に在学する大学又は専門職大学の長の許可書を願書に添えなければならない。

第16条 第14条から前条までの規定により、入学を許可された者であつて、既に1学年以上本学の授業科目を学修したものと同等以上の学力があると認定されたものの修業年数の計算については、既に1学年以上本学において修業したものとみなすことができる。

2 前項の認定に当たり必要があるときは、学部規程の定めるところにより、試験を行う。

第17条 入学を志願する者は、所定の期日までに、入学願書に別に定める書類を添えて、提出しなければならない。

第18条 入学の許可は、別に定める書類の提出、入学料の納付等所定の手続を経た者に対して行う。

第19条 前2条に定める手続その他に虚偽又は不正があつた場合は、入学の許可を取り消すことがある。

第19条の2 次の各号のいずれかに該当する者が、その者に係る納付すべき入学料を所定の期日までに納付しないときは、当該学生はその身分を失う。

(1) 第45条の2第1項又は第2項の規定により入学料の免除を願い出た者で、免除が不許可となったもの又は一部の免除が許可となったもの

(2) 第45条の3第1項又は第2項の規定による入学料の徴収猶予の可否を決定された者

(転部等)

第19条の3 転部又は学科の変更を志願する学生については、志願先の学部長が、学部規程の定めるところにより、転部又は学科の変更を許可することがある。

2 前項の規定により、転部を願い出た者は、その際現に在学する学部の長の許可書を願書に添えなければならない。

3 第1項の場合において、既に修得した授業科目の単位及び在学期間の認定は、教授会の議を経て学部長が行う。

(転学)

第20条 他の大学又は専門職大学に転学を志願する学生は、学部長に願い出て、その許可を受けなければならない。

(留学)

第20条の2 第10条の3第1項の規定に基づき、外国の大学又は短期大学に留学を志願する学生は、学部長に願い出て、その許可を受けなければならない。

2 前項により留学した期間は、第8条に規定する修業年限に算入するものとする。

(休学)

第21条 学生が、疾病その他やむを得ない事由により3月以上修学できない場合は、学部長の許可を得て、その学年の終わりまで、休学することができる。

第22条 疾病のため、修学が不適当と認められる学生に対しては、学部長は、休学を命ずることができる。

第23条 休学した期間は、在学年数には算入しない。

第24条 休学期間は、4年を超えることができない。ただし、医学部医学科、歯学部及び薬学部については、その休学期間は、6年を超えることができないものとする。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、薬学部については、薬学部長が特別の事情があると認めるときは、休学期間を延長することができる。

第25条 休学期間中に、その事由が消滅したときは、学部長の許可を得て、復学することができる。

(退学)

第26条 学生が退学しようとするときは、事由を詳記した退学願書を、学部長に提出し、その許可を受けなければならない。

第27条 削除

(卒業)

第28条 第8条に規定する期間在学し、所定の授業科目を履修してその単位数を修得し、かつ、学部規程に定める試験に合格した者に対し、学部長は、教授会の議を経て、卒業を認定する。

2 前項の規定にかかわらず、医学部、歯学部及び薬学部を除き本学に3年以上在学した者で、卒業の要件として当該学部の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものに対し、学部長は、当該学部規程の定めるところにより、教授会の議を経て、卒業を認定することができる。

3 学部長は、前2項により卒業を認定したときは、文書で総長に報告しなければならない。

4 第1項の規定による卒業に必要な単位のうち、第10条の2の2第2項に規定する授業の方法により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。

(学士の学位)

第29条 総長は、前条により卒業の認定を受けた者に対し、卒業を決定し、学士の学位を授与する。

2 前項の学位には、学部又は学科の区分に従い、次のとおり専攻分野の名称を付記するものとする。

文学部 文学

人間科学部 人間科学

外国語学部 言語・文化

法学部 法学

経済学部 経済学

理学部 理学

医学部 医学科 医学

保健学科／看護学／保健衛生学

歯学部 歯学

薬学部 薬学
工学部 工学
基礎工学部 工学

- 3 本学において学士の学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、大阪大学と付記するものとする。
- 4 学士の学位記の様式は、別表 2 のとおりとする。

(除籍)

第 30 条 削除

第 31 条 学生が故なく授業を受けないことが長きにわたるとき、又は成業の見込みがないときは、教授会の議を経て、総長は、除籍することができる。

第 32 条 学生が授業料の納付を怠り、督促を受けてなお納付しないときは、学部長は、除籍することができる。

(復籍)

第 32 条の 2 前条の規定により除籍となった者から復籍の願い出があったときは、学部長は、復籍を認めることができる。

(懲戒)

第 33 条 学生に、本学の規則に違反し又はその本分に反する行為があるときは、教授会の議を経て、総長が懲戒する。

- 2 懲戒は、戒告、停学及び放學とする。
- 3 停学の期間は、第 9 条に規定する在学年限に算入し、第 8 条に規定する修業年限に算入しない。ただし、停学の期間が 1 月未満の場合には、修業年限に算入することができる。
- 4 懲戒に関する手続は、別に定める。

第 3 章 特別聴講学生、科目等履修生、聴講生及び研究生

(特別聴講学生、科目等履修生、聴講生及び研究生)

第 34 条 他の大学、専門職大学、短期大学若しくは高等専門学校又は外国の大学若しくは短期大学との協議に基づき、学部長（大阪大学全学交換留学プログラムに係る場合にあっては、学部長又は当該プログラムの受入部局長。第 37 条、第 38 条の 2 及び第 40 条において同じ。）は、当該大学等に在学中の者を特別聴講学生として入学を許可し、授業科目を履修させることができる。

第 34 条の 2 授業科目中 1 科目又は複数科目を選んで履修し、単位を修得しようとする者があるときは、学部長は、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

第 35 条 授業科目中 1 科目又は複数科目を選んで聴講しようとする者があるときは、学部長は、選考の上、聴講生として入学を許可することがある。

第 36 条 学部において特定事項について攻究しようとする者があるときは、学部長は、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

- 2 研究生の入学の時期は、学年の始めとする。ただし、特別の事情があるときはこの限りでない。
- 3 在学期間は原則として 1 年とする。ただし、研究上必要と認めたときは在学期間を延長することができる。

第 37 条 特別聴講学生、科目等履修生、聴講生又は研究生として入学を志願する者は、願書に別に定める書類を添えて、学部長に提出しなければならない。

第 38 条 実習及び攻究に要する特別の費用は、科目等履修生及び研究生の負担とする。

第 38 条の 2 特別聴講学生、科目等履修生、聴講生及び研究生が次の各号のいずれかに該当するときは、学部長は、除籍することができる。

- (1) 成業の見込みがないと認められるとき。
- (2) 授業料の納付を怠り、督促を受けてなお納付しないとき。

第 39 条 特別聴講学生、科目等履修生、聴講生及び研究生については、この学則に定めるもののほか、学部規程（大阪大学全学交換留学プログラムに係るものにあっては、大阪大学全学交換留学プログラム規程）で定める。

第4章 特別の課程

(履修証明プログラム)

第39条の2 本学の学生以外の者を対象とした学校教育法第105条に規定する特別の課程として、履修証明プログラムを編成することができる。

2 前項に定めるもののほか、履修証明プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

第5章 外国人留学生

(外国人留学生)

第40条 外国人で留学のため、本学に学生、特別聴講学生、科目等履修生、聴講生又は研究生として入学を志願する者があるときは、選考の上、総長又は学部長は、入学を許可することがある。

2 前項の許可を受け入学する者を外国人留学生という。

第41条 削除

第42条 削除

第43条 削除

第6章 検定料、入学料及び授業料

(検定料の納付)

第44条 入学を志願する者は、願書提出と同時に、検定料を納付しなければならない。

(検定料の免除)

第44条の2 総長が相当の事由があると認めて別に定めた場合は、検定料を免除することができる。

(入学料の納付)

第45条 入学に当たっては、所定の期日までに、入学料を納付しなければならない。

(入学料の免除等)

第45条の2 入学する者（科目等履修生、聴講生又は研究生として入学する者を除く。以下この項及び次項並びに次条第1項及び第2項において同じ。）であって、次の各号のいずれかに該当する特別な事情により入学料の納付が著しく困難であると認められるものには、別に定めるところにより、入学料の全部又は一部を免除することができる。

(1) 入学前1年以内において、入学する者の学資を主として負担している者（以下この号において「学資負担者」という。）が死亡した場合、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合

(2) 前号に準ずる場合であって、総長が相当と認める事由がある場合

2 前項に定めるもののほか、入学する者であって、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号。以下「修学支援法」という。）に基づく入学料免除の支援対象者の要件を満たすと認めるときは、別に定めるところにより、入学料の全部又は一部を免除することができる。

3 第19条の2の規定により学生の身分を失った場合は、別に定めるところにより、当該学生に係る入学料を免除することができる。

4 本学学部合格し、一方の学部に対する入学（編入学、転入学及び聴講生、研究生としての入学を除く。）を行った後に、その入学を辞退し、他方の学部に対する入学手続を行う者については、入学料を免除することができる。

5 前各項に定めるもののほか、総長が相当の事由があると認めて別に定めた場合は、入学料を免除することができる。

第45条の3 入学する者が次の各号のいずれかに該当する場合には、別に定めるところにより、入学料の徴収を猶予することができる。

(1) 経済的理由によって納付期限までに入学料の納付が困難であると認められる場合

(2) 前条第1項第1号に掲げる場合で、納付期限までに入学料の納付が困難であると認められる場合

(3) その他やむを得ない事情があると総長が認めた場合

2 前項に定めるもののほか、修学支援法に基づく入学料免除の申請を入学する者から受理した場合は、別に定めるところにより、入学料の徴収を猶予することができる。

3 前2項の徴収猶予の期間は、当該入学に係る年度を超えないものとする。

第45条の4 第45条の2第1項若しくは第2項又は前条第1項若しくは第2項の規定により、入学料の免除又は徴収猶予を受けようとする者は、所定の期日までに必要書類を添えて、総長に願い出るものとする。

2 前項の規定により入学料の免除又は徴収猶予を願い出た者に係る入学料の納付については、免除又は徴収猶予の可否が決定するまでの間、猶予することができる。

(授業料の納付)

第46条 学生は、授業料を毎年前期（4月から9月まで）及び後期（10月から翌年3月まで）の2期に分けて、所定の期日までに、年額の2分の1ずつ納付しなければならない。ただし、特別の事情がある場合は、月割分納を許可することができる。

2 第1項本文の規定にかかわらず、学生は、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。

3 特別聴講学生、科目等履修生、聴講生及び研究生は、各期に受講する単位数分又は月数分の授業料を第1項（ただし書を除く。）に準じて納付しなければならない。

4 第1項ただし書の月割分納を許可された者は、授業料年額の12分の1に相当する額を毎月納付しなければならない。ただし、夏季及び冬季休業中の授業料については、その開始前に納付させるものとする。

第47条 学生が退学し、除籍又は放學された場合の授業料については、別に定める場合を除くほか、その納期に属する分は徴収する。

2 停学中の学生の授業料については、その期間中も徴収する。

(授業料の免除等)

第48条 学生が休学した場合の授業料は、休学月の翌月（休学する日が月の初日からのときは、その月）から復学当月の前月まで月割をもって免除する。ただし、休学する日が前期にあつては5月以後、後期にあつては11月以後であつて、授業料の徴収猶予又は月額分納を許可されていない者で、かつ、前期にあつては4月末日までに、後期にあつては10月末日までに休学を許可されていないものの当該期の授業料については、この限りでない。

2 第19条の2の規定により学生の身分を失った場合、第32条若しくは第38条の2の規定により学生を除籍した場合、又は死亡若しくは行方不明のため、学籍を除いた場合は、当該学生に係る未納の授業料の全額を免除することができる。

3 第49条の規定により授業料の徴収猶予を許可されている学生が退学した場合は、月割計算により、退学の翌月以降に納付すべき授業料の全額を免除することができる。

第49条 本学の学生（科目等履修生、聴講生及び研究生を除く。次項において同じ。）であつて、経済的理由によって授業料の納付が困難であると認めるとき、その他やむを得ない事情があると認めるときは、別に定めるところにより、授業料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することができる。

2 前項に定めるもののほか、本学の学生であつて、修学支援法に基づく授業料免除の支援対象者の要件を満たすと認めるときは、別に定めるところにより、授業料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することができる。

3 前2項の徴収猶予の期間は、当該年度を超えないものとする。

第49条の2 前2条に定めるもののほか、総長が相当の事由があると認めて別に定めた場合は、授業料を免除することができる。

第50条 第49条の規定により授業料の免除又は徴収猶予（月割分納の場合を含む。以下同じ。）を受けようとする者は、その事由を具して所定の期日までに総長に願い出るものとする。

2 前項の規定により授業料の免除又は徴収猶予を願い出た者に係る授業料の納付については、免除若しくは徴収猶予の可否が決定するまでの間、猶予することができる。

第51条 授業料の免除又は徴収猶予を受ける学生は、納期ごとに総長が定める。

第52条 授業料の免除を受けている者がその事由を失ったときは、その当月から当該期末までの授業料を月割をもって納付しなければならない。

- 2 授業料の徴収猶予を受けている者がその事由を失ったときは、直ちに授業料を納付しなければならない。

(授業料等の不徴収等)

第52条の2 第44条及び第45条の規定にかかわらず、特別聴講学生に係る検定料及び入学料は徴収しない。

- 2 第46条第3項の規定にかかわらず、特別聴講学生が次のいずれかに該当する場合は、授業料を徴収しない。

(1) 国立の大学又は専門職大学の学生

(2) 本学と相互に授業料の不徴収を定めた相互単位互換協定（部局間協定を含む。）に基づき授業科目を履修する公立若しくは私立の大学、専門職大学若しくは短期大学又は国立、公立若しくは私立の高等専門学校 of 学生

- 3 第44条、第45条及び第46条の規定にかかわらず、国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文部大臣裁定）に基づき入学する者及び本学と外国の大学等との間において相互に検定料、入学料及び授業料の不徴収を定めた大学間交流協定（部局間交流協定を含む。）に基づき入学する者については、検定料、入学料及び授業料を徴収しない。

(検定料、入学料及び授業料の額)

第53条 第44条の検定料、第45条の入学料及び第46条の授業料の額は、大阪大学学生納付金規程（以下「納付金規程」という。）の定めるところによる。

（納付済の検定料、入学料及び授業料）

第54条 納付済の検定料、入学料及び授業料は返付しない。

- 2 第13条に規定する選抜試験における次の各号のいずれかに該当する者に対しては、前項の規定にかかわらず、その者の申出により、前項の検定料のうち当該各号に掲げる額を返付する。

(1) 出願書類等による選抜（以下「第1段階目の選抜」という。）を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜（以下「第2段階目の選抜」という。）を行う場合において、第1段階目の選抜に合格しなかった者 納付金規程第2条第4項に定める第2段階目の選抜に係る検定料相当額（以下「第2段階目選抜検定料相当額」という。）

(2) 出願を受け付けた後において、大学入学共通テストの受験科目の不足により出願資格のないことが判明した者 第2段階目選抜検定料相当額

- 3 第46条第2項の規定により前期分の授業料納付の際、後期分授業料を併せて納付した者が、前期末までに休学又は退学した場合は、納付した者の申出により後期分授業料相当額を返付する。

- 4 第45条の2第2項又は第49条第2項の規定により入学料又は授業料の免除が認定された場合で、免除対象の入学料又は授業料を納付済のときは、それぞれ免除された額の相当額を返付する。

第7章 学寮等

(学寮等)

第55条 本学に、学寮及び外国人留学生を寄宿させる施設（以下「学寮等」という。）を設ける。

- 2 学寮等は、総長の監督に属する。

第56条 学寮等について必要な事項は、別に定める。

附 則

（略）

附 則

- 1 この改正は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年3月31日現在在学中の者（以下この項において「在学者」という。）及び平成31年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、再入学又は転入学する者については、改正後の第10条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項の場合において、改正前の第10条の適用については、同条第2項中「グローバルコラボレーション科目」の次に
「国際性涵養教育系科目

グローバルイニシアティブ科目」
を加え、同条第5項中「及びグローバルコラボレーション科目」とあるのは、「、グローバルコラボレーション科目及び国際性涵養教育系科目のグローバルイニシアティブ科目」と読み替えるものとする。

(略)

附 則

- 1 この改正は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年3月31日現在在学中の者（以下この項において「在学者」という。）及び令和4年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、再入学又は転入学する者については、改正後の第10条第2項及び第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(略)

別表1

収容定員表

学部名	学科名	入学定員及び編入学定員	収容定員
文学部	人文学科	165	660

別表2

(略)

大阪大学文学部規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大阪大学学部学則(以下「学部学則」という。)に基づき、大阪大学文学部(以下「本学部」という。)に関する必要な事項を定めるものとする。

2 この規程に定めるもののほか、本学部に関し必要な事項は、本学部教授会(以下「学部教授会」という。)が、別に定める。

(目的)

第1条の2 本学部は、人文学の教育研究を通じて、人間存在の在り方及び人間の社会的・文化的営為を深く理解し、高度の論理的思考力と豊かな感性によって人間社会の未来を切り拓く能力をもった人材を養成することを目的とする。

(学科目及び専修)

第2条 本学部人文学科に履修上の区分として、次の学科目及び専修を置く。

学科目	専修
人文基礎学	哲学・思想文化学、倫理学、中国哲学、インド哲学
歴史文化学	日本史学、東洋史学、西洋史学、考古学
地域文化学	日本学、人文地理学
言語基礎学	日本語学、日本文学・国語学、英米文学・英語学
文学表現学	日本文学・国語学、比較文学、中国文学、英米文学・英語学、ドイツ文学、フランス文学、
芸術文化学	美学・文芸学、音楽学・演劇学、美術史学

2 学生は、指定する期日までに、前項に規定する専修のうちいずれか1つを選択し、学部長に届け出なければならない。

(教育課程、授業科目、履修方法等)

第3条 本学部の教育課程は、教養教育系科目、専門教育系科目及び国際性涵養教育系科目をもって編成する。

2 本学部における教養教育系科目、専門教育系科目及び国際性涵養教育系科目の授業科目の履修方法については、大阪大学文学部履修規程(以下「履修規程」という。)で別に定める。

3 教養教育系科目の科目区分、授業科目及び単位数は、別表、大阪大学全学共通教育規程等の定めるところによるものとする。

4 専門教育系科目の科目区分、授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

5 国際性涵養教育系科目の科目区分、授業科目及び単位数は、別表、大阪大学全学共通教育規程等の定めるところによるものとする。

6 学生は、履修規程の定めるところにより、合計130単位以上を修得しなければならない。

(単位の計算方法)

第4条 教養教育系科目、専門教育系科目及び国際性涵養教育系科目のうち本学部で開設する授業科目(以下「専門教育系科目等の授業科目」という。)の授業科目の単位の計算方法は、15時間をもって1単位とする。ただし、外国語科目及び実習は、30時間をもって1単位とする。

(授業科目の履修)

第5条 学生は、指定の期日までに、所定の様式により、履修しようとする専門教育系科目等の授業科目を届け出なければならない。

2 他学部の授業科目を履修するときは、学部長を経て、当該学部長の許可を受けなければならない。

(他の大学等における授業科目の履修)

第6条 学部学則第10条の3の規定に基づき、他の大学、専門職大学若しくは短期大学（専門職短期大学を含む。以下同じ。）又は外国の大学（専門職大学に相当する外国の大学を含む。以下同じ。）若しくは短期大学の授業科目を履修しようとする者は、学部長に願い出て、その許可を受けなければならない。

2 前項の規定により修得した授業科目の単位は、履修規程に定めるところにより、卒業に要する単位に算入することができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第7条 学部学則第10条の4に規定する入学前の既修得単位の認定を受けようとする者は、入学した年度の指定の期日までに学部長に願い出、承認を受けるものとする。

2 前項の規定により承認された単位は、30単位を限度として卒業に要する単位に算入することができる。

(科目修了試験)

第8条 専門教育系科目等の各授業科目の履修の認定は、科目修了試験（以下「試験」という。）により行う。

2 試験は、学期末、学年末その他授業科目担当教員の都合等により適当な時期に行う。

3 試験の方法及び日時については、あらかじめ発表する。

4 試験の成績は、100点を満点として次の評価をもって表し、その判定は、S、A、B及びCを合格、Fを不合格とする。

S (90点以上)

A (80点以上)

B (70点以上80点未満)

C (60点以上70点未満)

F (60点未満)

5 試験に合格した者には、当該授業科目所定の単位を与える。

(卒業試験)

第9条 卒業試験は、論文試験及び口頭試験とする。

2 論文試験は、前条に規定する所定の試験に合格した者に対して行う。

3 論文の提出については、別に定める。

(卒業)

第10条 卒業の認定を受けるためには、本学部 に所定の期間在学し、履修規程に定める所定の授業科目を履修して単位を修得し、卒業試験(論文を10単位に計算する。)に合格しなければならない。

(学士入学、再入学及び転入学)

第11条 学部学則第14条及び第15条の規定により本学部へ入学を志願する者については、選考の上、学部教授会の議を経て、入学を許可することがある。

2 前項の規定により入学を許可された者の在学年限については、別に定める。

(特別聴講学生、科目等履修生及び研究生)

第12条 他の大学、専門職大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学に在学中の者で、特別聴講学生として本学部の授業科目を履修しようとするものは、学部長に願い出、その許可を受けなければならない。

第13条 科目等履修生の入学は、当該授業科目を履修するのに必要な学力を有する者のうちから、学部教授会の議を経て、学部長がこれを許可する。

2 科目等履修生の入学の時期は、春学期又は秋学期の始めとする。

3 科目等履修生の在学期間は、履修を許可された授業科目が開講される期間とする。ただし、引き続き

在学を希望する者は、学部長に期間の延長を願い出、その許可を受けなければならない。

- 4 科目等履修生は、履修した授業科目について試験を受けることができる。
- 5 前項の試験に合格した者には、当該授業科目所定の単位を与え、願いによって証明書を交付する。

第14条 研究生の入学は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、学部教授会の議を経て、学部長がこれを許可する。

- (1) 大学又は専門職大学を卒業した者
- (2) 学部教授会において前号と同等以上の学力があると認めた者

- 2 研究生の入学の時期は、学年の始めとする。ただし、特別の事情があるときはこの限りでない。
- 3 研究生の指導教員は、学部教授会の議を経て、学部長がこれを定める。
- 4 研究生は、指導教員及び授業科目担当教員の承認を得て、研究に関連のある本学部の授業を聴講することができる。
- 5 研究生の在学期間は、1年以内とする。ただし、研究の必要により引き続き在学を希望する者は、学部長に期間の延長を願い出、許可を得なければならない。
- 6 研究生は、在学期間の終わりに、その攻究成績を、指導教員を経て、学部長に提出しなければならない。
- 7 前項に規定する攻究成績の優秀な者については、学部教授会の議を経て、証明書を交付することがある。

第15条 特別聴講学生、科目等履修生及び研究生に対しては、前3条の規定のほか、学生に関する規定を準用する。

附 則

(略)

附 則

- 1 この改正は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年3月31日現在在学中の者（以下この項においては「在学者」という。）及び平成31年4月1日以後において在学者の属する年次に学士入学、再入学又は転入学する者については、改正後の第3条から第5条まで及び第8条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(略)

附 則

この改正は、令和4年4月1日から施行する。

別表

専修等	授業科目名	単位数	備 考
共通	文学部共通概説	1、2又は4	
	人文学概説	1、2又は4	
	卒業論文	10	
哲学・思想 文化学専修	哲学講義	1、2又は4	
	哲学演習	1、2又は4	
	哲学史講義	1、2又は4	
	哲学史演習	1、2又は4	
	論理学講義	1、2又は4	
	論理学演習	1、2又は4	
	日本哲学講義	1、2又は4	
	日本哲学演習	1、2又は4	
	現代哲学講義	1、2又は4	
	現代哲学演習	1、2又は4	
	生命哲学講義	1、2又は4	
	生命哲学演習	1、2又は4	
	環境哲学講義	1、2又は4	
	環境哲学演習	1、2又は4	
	科学史・科学論講義	1、2又は4	
	科学史・科学論演習	1、2又は4	
倫理学専修	倫理学講義	1、2又は4	
	倫理学演習	1、2又は4	
	倫理学史講義	1、2又は4	
	倫理学史演習	1、2又は4	
	臨床哲学講義	1、2又は4	
	臨床哲学演習	1、2又は4	
	社会哲学講義	1、2又は4	
	社会哲学演習	1、2又は4	
	ジェンダー・セクシュアリティ	1、2又は4	
	研究基礎講義	1、2又は4	
	ジェンダー・セクシュアリティ	1、2又は4	
	研究基礎演習	1、2又は4	
中国哲学専 修	中国哲学講義	1、2又は4	
	中国哲学演習	1、2又は4	
	中国文化学講義	1、2又は4	
	中国文化学演習	1、2又は4	
インド哲学 専修	インド哲学講義	1、2又は4	
	インド哲学演習	1、2又は4	
	インド哲学史講義	1、2又は4	
	インド哲学史演習	1、2又は4	
	インド文化学講義	1、2又は4	
	インド文化学演習	1、2又は4	
	仏教学講義	1、2又は4	
	仏教学演習	1、2又は4	
日本史学専 修	歴史学方法論講義	1、2又は4	
	歴史学方法論演習	1、2又は4	
	日本史学講義	1、2又は4	
	日本史学演習	1、2又は4	
	日本文化史講義	1、2又は4	
	日本文化史演習	1、2又は4	
東洋史学専 修	歴史学方法論講義	1、2又は4	
	歴史学方法論演習	1、2又は4	
	東洋史学講義	1、2又は4	
	東洋史学演習	1、2又は4	
	東洋文献学講義	1、2又は4	
	東洋文献学演習	1、2又は4	
西洋史学専 修	歴史学方法論講義	1、2又は4	
	歴史学方法論演習	1、2又は4	
	西洋史学講義	1、2又は4	
	西洋史学演習	1、2又は4	
	西洋史学リサーチ講義	1、2又は4	
	西洋史学リサーチ演習	1、2又は4	

専修等	授業科目名	単位数	備 考
西洋史学専 修	西洋史学ディベート講義	1、2又は4	
	西洋史学ディベート演習	1、2又は4	
	西洋現代史講義	1、2又は4	
	西洋現代史演習	1、2又は4	
	西洋現代史リサーチ講義	1、2又は4	
	西洋現代史リサーチ演習	1、2又は4	
	西洋現代史ディベート講義	1、2又は4	
	西洋現代史ディベート演習	1、2又は4	
	歴史資料学講義	1、2又は4	
	歴史資料学演習	1、2又は4	
考古学専修	考古学講義	1、2又は4	
	考古学演習	1、2又は4	
	日本考古学講義	1、2又は4	
	日本考古学演習	1、2又は4	
	比較考古学講義	1、2又は4	
	比較考古学演習	1、2又は4	
	考古資料論講義	1、2又は4	
	考古資料論演習	1、2又は4	
	木簡・金石学講義	1、2又は4	
	木簡・金石学演習	1、2又は4	
日本学専修	文化財学講義	1、2又は4	
	文化財学演習	1、2又は4	
	日本学講義	1、2又は4	
	日本学演習	1、2又は4	
	日本学研究方法論講義	1、2又は4	
	日本学研究方法論演習	1、2又は4	
	日本文化学講義	1、2又は4	
	日本文化学演習	1、2又は4	
	日本思想史講義	1、2又は4	
	日本思想史演習	1、2又は4	
人文地理学 専修	文化人類学講義	1、2又は4	
	文化人類学演習	1、2又は4	
	民俗学講義	1、2又は4	
	民俗学演習	1、2又は4	
	文化交流史講義	1、2又は4	
	文化交流史演習	1、2又は4	
	比較文化学講義	1、2又は4	
	比較文化学演習	1、2又は4	
	人文地理学講義	1、2又は4	
	人文地理学演習	1、2又は4	
日本語学専 修	自然地理学講義	1、2又は4	
	自然地理学演習	1、2又は4	
	歴史地理学講義	1、2又は4	
	歴史地理学演習	1、2又は4	
	地誌学講義	1、2又は4	
	地誌学演習	1、2又は4	
	人間・環境関係論講義	1、2又は4	
	人間・環境関係論演習	1、2又は4	
	地域文化空間論講義	1、2又は4	
	地域文化空間論演習	1、2又は4	
日本語学専 修	日本語学講義	1、2又は4	
	日本語学演習	1、2又は4	
	現代日本語学講義	1、2又は4	
	現代日本語学演習	1、2又は4	
	応用日本語学講義	1、2又は4	
	応用日本語学演習	1、2又は4	
	社会言語学講義	1、2又は4	
	社会言語学演習	1、2又は4	
	対照言語学講義	1、2又は4	
	対照言語学演習	1、2又は4	

専修等	授業科目名	単位数	備 考
日本文学・国語学専修	日本文学講義	1、2又は4	
	日本文学演習	1、2又は4	
	文献情報誌学講義	1、2又は4	
	文献情報誌学演習	1、2又は4	
	国語学講義	1、2又は4	
	国語学演習	1、2又は4	
	国語史講義	1、2又は4	
	国語史演習	1、2又は4	
	国語機能論講義	1、2又は4	
	国語機能論演習	1、2又は4	
比較文学専修	比較文学講義	1、2又は4	
	比較文学演習	1、2又は4	
	比較文学方法論講義	1、2又は4	
	比較文学方法論演習	1、2又は4	
	比較文学史講義	1、2又は4	
	比較文学史演習	1、2又は4	
中国文学専修	中国文学講義	1、2又は4	
	中国文学演習	1、2又は4	
	中国語学講義	1、2又は4	
	中国語学演習	1、2又は4	
英米文学・英語学専修	英文学Ⅰ講義	1、2又は4	
	英文学Ⅰ演習	1、2又は4	
	英文学Ⅱ講義	1、2又は4	
	英文学Ⅱ演習	1、2又は4	
	英文学Ⅲ講義	1、2又は4	
	英文学Ⅲ演習	1、2又は4	
	英文学Ⅳ講義	1、2又は4	
	英文学Ⅳ演習	1、2又は4	
	アメリカ文学Ⅰ講義	1、2又は4	
	アメリカ文学Ⅰ演習	1、2又は4	
	アメリカ文学Ⅱ講義	1、2又は4	
	アメリカ文学Ⅱ演習	1、2又は4	
	アメリカ文学Ⅲ講義	1、2又は4	
	アメリカ文学Ⅲ演習	1、2又は4	
	アメリカ文学Ⅳ講義	1、2又は4	
	アメリカ文学Ⅳ演習	1、2又は4	
	英語学Ⅰ講義	1、2又は4	
	英語学Ⅰ演習	1、2又は4	
	英語学Ⅱ講義	1、2又は4	
	英語学Ⅱ演習	1、2又は4	
	英語学Ⅲ講義	1、2又は4	
	英語学Ⅲ演習	1、2又は4	
	英語学Ⅳ講義	1、2又は4	
	英語学Ⅳ演習	1、2又は4	
	イギリス文化Ⅰ講義	1、2又は4	
	イギリス文化Ⅰ演習	1、2又は4	
	イギリス文化Ⅱ講義	1、2又は4	
	イギリス文化Ⅱ演習	1、2又は4	
	アメリカ文化Ⅰ講義	1、2又は4	
	アメリカ文化Ⅰ演習	1、2又は4	
	アメリカ文化Ⅱ講義	1、2又は4	
	アメリカ文化Ⅱ演習	1、2又は4	
ドイツ文学専修	ドイツ文学Ⅰ講義	1、2又は4	
	ドイツ文学Ⅰ演習	1、2又は4	
	ドイツ文学Ⅱ講義	1、2又は4	
	ドイツ文学Ⅱ演習	1、2又は4	
	ドイツ文学Ⅲ講義	1、2又は4	
	ドイツ文学Ⅲ演習	1、2又は4	
	ドイツ文学Ⅳ講義	1、2又は4	
	ドイツ文学Ⅳ演習	1、2又は4	
	ドイツ語学Ⅰ講義	1、2又は4	
	ドイツ語学Ⅰ演習	1、2又は4	

専修等	授業科目名	単位数	備 考
ドイツ文学専修	ドイツ語学Ⅰ演習	1、2又は4	
	ドイツ語学Ⅱ講義	1、2又は4	
	ドイツ語学Ⅱ演習	1、2又は4	
	ドイツ語学Ⅲ講義	1、2又は4	
	ドイツ語学Ⅲ演習	1、2又は4	
	ドイツ語学Ⅳ講義	1、2又は4	
	ドイツ語学Ⅳ演習	1、2又は4	
	ドイツ文学研究方法論Ⅰ講義	1、2又は4	
	ドイツ文学研究方法論Ⅰ演習	1、2又は4	
	ドイツ文学研究方法論Ⅱ講義	1、2又は4	
	ドイツ文学研究方法論Ⅱ演習	1、2又は4	
	ドイツ文化論Ⅰ講義	1、2又は4	
	ドイツ文化論Ⅰ演習	1、2又は4	
	ドイツ文化論Ⅱ講義	1、2又は4	
	ドイツ文化論Ⅱ演習	1、2又は4	
フランス文学専修	中欧文化論講義	1、2又は4	
	中欧文化論演習	1、2又は4	
	フランス文学Ⅰ講義	1、2又は4	
	フランス文学Ⅰ演習	1、2又は4	
	フランス文学Ⅱ講義	1、2又は4	
	フランス文学Ⅱ演習	1、2又は4	
	フランス文学Ⅲ講義	1、2又は4	
	フランス文学Ⅲ演習	1、2又は4	
	フランス文学Ⅳ講義	1、2又は4	
	フランス文学Ⅳ演習	1、2又は4	
	フランス語学Ⅰ講義	1、2又は4	
	フランス語学Ⅰ演習	1、2又は4	
	フランス語学Ⅱ講義	1、2又は4	
	フランス語学Ⅱ演習	1、2又は4	
美学・文芸学専修	フランス文学史Ⅰ講義	1、2又は4	
	フランス文学史Ⅰ演習	1、2又は4	
	フランス文学史Ⅱ講義	1、2又は4	
	フランス文学史Ⅱ演習	1、2又は4	
	フランス文学史Ⅲ講義	1、2又は4	
	フランス文学史Ⅲ演習	1、2又は4	
	フランス文学史Ⅳ講義	1、2又は4	
	フランス文学史Ⅳ演習	1、2又は4	
	フランス文学作品論Ⅰ講義	1、2又は4	
	フランス文学作品論Ⅰ演習	1、2又は4	
	フランス文学作品論Ⅱ講義	1、2又は4	
	フランス文学作品論Ⅱ演習	1、2又は4	
	フランス文学作品論Ⅲ講義	1、2又は4	
	フランス文学作品論Ⅲ演習	1、2又は4	
	フランス文学作品論Ⅳ講義	1、2又は4	
	フランス文学作品論Ⅳ演習	1、2又は4	
	芸術学総論講義	1、2又は4	
	美学・芸術学講義	1、2又は4	
	美学・芸術学演習	1、2又は4	
	美学・芸術学史講義	1、2又は4	
	美学・芸術学史演習	1、2又は4	
	環境芸術学講義	1、2又は4	
	環境芸術学演習	1、2又は4	
	文芸学講義	1、2又は4	
	文芸学演習	1、2又は4	
	西洋古典学講義	1、2又は4	
	西洋古典学演習	1、2又は4	

専修等	授業科目名	単位数	備 考
音楽学・演劇学専修	芸術学総論講義	1、2又は4	
	音楽学講義	1、2又は4	
	音楽学演習	1、2又は4	
	実践音楽学講義	1、2又は4	
	実践音楽学演習	1、2又は4	
	応用音楽学講義	1、2又は4	
	応用音楽学演習	1、2又は4	
	演劇学講義	1、2又は4	
	演劇学演習	1、2又は4	
	演劇史講義	1、2又は4	
	演劇史演習	1、2又は4	
美術史学専修	芸術学総論講義	1、2又は4	
	美術史学講義	1、2又は4	
	美術史学演習	1、2又は4	
	日本美術史講義	1、2又は4	
	日本美術史演習	1、2又は4	
	東洋美術史講義	1、2又は4	
	東洋美術史演習	1、2又は4	
	西洋美術史講義	1、2又は4	
	西洋美術史演習	1、2又は4	
	建築・工芸史講義	1、2又は4	
	建築・工芸史演習	1、2又は4	
その他	インド学の基礎	2	
	美学	2	
	文芸学	2	
	音楽学	2	
	演劇学	2	
	東洋美術史	2	
	西洋美術史	2	
	日本文学研究入門	2	
	日本文学の名作を読む	2	
	比較文学入門	2	
	英米文学入門	2	
	国語学入門	2	
	英語学の基礎A	2	
	英語学の基礎B	2	
	英語学の基礎C	2	
	英語学の基礎D	2	
	世界史の考え方	2	
	西洋史学基礎A	2	
	西洋史学基礎B	2	
	日本学基礎	2	
	日本学の最前線	2	
	心理・行動科学入門	2	
	社会学の考え方	2	
	マクロ経済学の考え方	2	
	統計学A－Ⅰ	2	
	統計学A－Ⅱ	2	
	図学講義A	2	
	図学講義B	2	
	Basic Academic Skills for Humanities 1	1、2又は4	
	Basic Academic Skills for Humanities 2	1、2又は4	
	Introduction to Contemporary Japanese Studies 1	1、2又は4	
	Introduction to Contemporary Japanese Studies 2	1、2又は4	
	博物館学	2又は3	
	漢文学講義	2又は4	
	人文学と社会講義	1、2又は4	
	人文学と情報講義	1、2又は4	

専修等	授業科目名	単位数	備 考
その他	共生文明論講義	1、2又は4	
	共生文明論演習	1、2又は4	
	歴史的地域社会論Ⅰ講義	1、2又は4	
	歴史的地域社会論Ⅰ演習	1、2又は4	
	歴史的地域社会論Ⅱ講義	1、2又は4	
	歴史的地域社会論Ⅱ演習	1、2又は4	
	歴史的地域社会論Ⅲ講義	1、2又は4	
	歴史的地域社会論Ⅲ演習	1、2又は4	
	歴史的地域社会論Ⅳ講義	1、2又は4	
	歴史的地域社会論Ⅳ演習	1、2又は4	
	歴史的地域社会論Ⅴ講義	1、2又は4	
	歴史的地域社会論Ⅴ演習	1、2又は4	
	歴史的地域社会論Ⅵ講義	1、2又は4	
	歴史的地域社会論Ⅵ演習	1、2又は4	
	地域文化構造論Ⅰ講義	1、2又は4	
	地域文化構造論Ⅰ演習	1、2又は4	
	地域文化構造論Ⅱ講義	1、2又は4	
	地域文化構造論Ⅱ演習	1、2又は4	
	地域文化構造論Ⅲ講義	1、2又は4	
	地域文化構造論Ⅲ演習	1、2又は4	
	地域文化構造論Ⅳ講義	1、2又は4	
	地域文化構造論Ⅳ演習	1、2又は4	
	多言語社会論講義	1、2又は4	
	多言語社会論演習	1、2又は4	
	歴史教育論Ⅰ講義	1、2又は4	
	歴史教育論Ⅰ演習	1、2又は4	
	歴史教育論Ⅱ講義	1、2又は4	
	歴史教育論Ⅱ演習	1、2又は4	
	アート・メディア史講義	1、2又は4	
	アート・メディア史演習	1、2又は4	
	メディア文化論講義	1、2又は4	
	メディア文化論演習	1、2又は4	
	映像メディア論講義	1、2又は4	
	映像メディア論演習	1、2又は4	
	空間メディア論講義	1、2又は4	
	空間メディア論演習	1、2又は4	
	アーツ・プラクシス講義	1、2又は4	
	アーツ・プラクシス演習	1、2又は4	
	実践芸術論講義	1、2又は4	
	実践芸術論演習	1、2又は4	
	芸術環境論講義	1、2又は4	
	芸術環境論演習	1、2又は4	
	メディア論A講義	1、2又は4	
	メディア論A演習	1、2又は4	
	メディア論B講義	1、2又は4	
	メディア論B演習	1、2又は4	
	文化政策論講義	1、2又は4	
	文化政策論演習	1、2又は4	
	アート・プロデュース論講義	1、2又は4	
	アート・プロデュース論演習	1、2又は4	
	芸術計画論演習	1、2又は4	
	文学環境論Ⅰ講義	1、2又は4	
	文学環境論Ⅰ演習	1、2又は4	
	文学環境論Ⅱ講義	1、2又は4	
	文学環境論Ⅱ演習	1、2又は4	
	異言語接触文学論Ⅰ講義	1、2又は4	
	異言語接触文学論Ⅰ演習	1、2又は4	
	異言語接触文学論Ⅱ講義	1、2又は4	
	異言語接触文学論Ⅱ演習	1、2又は4	
	ジェンダー表象論Ⅰ講義	1、2又は4	
	ジェンダー表象論Ⅰ演習	1、2又は4	

専修等	授業科目名	単位数	備 考
その他	ジェンダー表象論Ⅱ講義	1、2又は4	グローバル・アジア・スタディーズ科目
	ジェンダー表象論Ⅱ演習	1、2又は4	
	文学テキスト論Ⅰ講義	1、2又は4	
	文学テキスト論Ⅰ演習	1、2又は4	
	文学テキスト論Ⅱ講義	1、2又は4	
	文学テキスト論Ⅱ演習	1、2又は4	
	理論文学研究講義	1、2又は4	
	理論文学研究演習	1、2又は4	
	言語生成論Ⅰ講義	1、2又は4	
	言語生成論Ⅰ演習	1、2又は4	
	言語生成論Ⅱ講義	1、2又は4	
	言語生成論Ⅱ演習	1、2又は4	
	言語分析論Ⅰ講義	1、2又は4	
	言語分析論Ⅰ演習	1、2又は4	
	言語分析論Ⅱ講義	1、2又は4	
	言語分析論Ⅱ演習	1、2又は4	
	言語変化論Ⅰ講義	1、2又は4	
	言語変化論Ⅰ演習	1、2又は4	
	言語変化論Ⅱ講義	1、2又は4	
	言語変化論Ⅱ演習	1、2又は4	
	言語接触論Ⅰ講義	1、2又は4	
	言語接触論Ⅰ演習	1、2又は4	
	言語接触論Ⅱ講義	1、2又は4	
	言語接触論Ⅱ演習	1、2又は4	
	比較言語学講義	1、2又は4	
	比較言語学演習	1、2又は4	
	言語学講義	1、2又は4	
	言語学演習	1、2又は4	
	世界の中のアジア史	1、2又は4	
	グローバルフィロソフィー	1、2又は4	
	アジアの思想史Ⅰ	1、2又は4	
	アジアの思想史Ⅱ	1、2又は4	
	アジアの思想史Ⅲ	1、2又は4	
	アジアの思想史Ⅳ	1、2又は4	
	グローバル・アジア研究Ⅰ	1、2又は4	
	グローバル・アジア研究Ⅱ	1、2又は4	
	グローバル・アジア研究Ⅲ	1、2又は4	
	広域アジア史	1、2又は4	
	広域アジア史Ⅰ	1、2又は4	
	広域アジア史Ⅱ	1、2又は4	
	広域アジア史Ⅲ	1、2又は4	
	広域アジア史Ⅳ	1、2又は4	
	広域アジア史Ⅴ	1、2又は4	
	アジアの文化と社会	1、2又は4	
	アジアの文化と社会Ⅰ	1、2又は4	
	アジアの文化と社会Ⅱ	1、2又は4	
	中国の文化と社会	1、2又は4	
	中国の文化と社会Ⅰ	1、2又は4	
	中国の文化と社会Ⅱ	1、2又は4	
	中国の文化と社会Ⅲ	1、2又は4	
	中国語圏文学	1、2又は4	
	中国語圏文学Ⅰ	1、2又は4	
	中国語圏文学Ⅱ	1、2又は4	
	中国語圏文学Ⅲ	1、2又は4	
	中国語圏文学Ⅳ	1、2又は4	
	中国語圏文学Ⅴ	1、2又は4	
	アジアの芸術史	1、2又は4	
	グローバル・ユーロ思想史	1、2又は4	グローバル・ユーロ・スタディーズ科目
	グローバル・ユーロ芸術史	1、2又は4	
	ヨーロッパの哲学Ⅰ	1、2又は4	
	ヨーロッパの哲学Ⅱ	1、2又は4	

専修等	授業科目名	単位数	備 考
その他	ヨーロッパの哲学Ⅲ	1、2又は4	外国語科目
	ヨーロッパの哲学Ⅳ	1、2又は4	
	ヨーロッパの哲学Ⅴ	1、2又は4	
	ヨーロッパの哲学Ⅵ	1、2又は4	
	ヨーロッパの歴史Ⅰ	1、2又は4	
	ヨーロッパの歴史Ⅱ	1、2又は4	
	ヨーロッパの歴史Ⅲ	1、2又は4	
	ヨーロッパの歴史Ⅳ	1、2又は4	
	ヨーロッパの歴史Ⅴ	1、2又は4	
	ヨーロッパの文学Ⅰ	1、2又は4	
	ヨーロッパの文学Ⅱ	1、2又は4	
	ヨーロッパの文学Ⅲ	1、2又は4	
	ヨーロッパの文学Ⅳ	1、2又は4	
	ヨーロッパの文学Ⅴ	1、2又は4	
	ヨーロッパの文学Ⅵ	1、2又は4	
	ヨーロッパの文学Ⅶ	1、2又は4	
	ヨーロッパの文学Ⅷ	1、2又は4	
	ヨーロッパの文学Ⅸ	1、2又は4	
	ヨーロッパの文学Ⅹ	1、2又は4	
	ヨーロッパの文学ⅩⅠ	1、2又は4	
	ヨーロッパの文学ⅩⅡ	1、2又は4	
	ヨーロッパの文学ⅩⅢ	1、2又は4	
	ヨーロッパの芸術Ⅰ	1、2又は4	
	ヨーロッパの芸術Ⅱ	1、2又は4	
	ヨーロッパの芸術Ⅲ	1、2又は4	
	ヨーロッパの芸術Ⅳ	1、2又は4	
	ヨーロッパの現代Ⅰ	1、2又は4	
	ヨーロッパの現代Ⅱ	1、2又は4	
	ヨーロッパの現代Ⅲ	1、2又は4	
	ヨーロッパの現代Ⅳ	1、2又は4	
	英語	1又は2	
	ドイツ語	1又は2	
	フランス語	1又は2	
	ロシア語	1又は2	
	中国語	1又は2	
	スペイン語	1又は2	
	イタリア語	1又は2	
	ラテン語	1又は2	
	ギリシア語	1又は2	
	サンスクリット語	1又は2	
	朝鮮語	1又は2	
	ヨーロッパ諸語	1又は2	
	アジア・アフリカ諸語	1又は2	
	アカデミック・ライティング	1又は2	
	日本語	1又は2	日本語科目(留学生対象)

各授業科目が、「専門教育科目」、「高度教養教育科目」及び「高度国際性涵養教育科目」のいずれの区分に該当するかについては、別に定める。

大阪大学文学部履修規程

第1条 この規程は、大阪大学文学部規程第3条第2項の規定に基づき、本学部学生の履修等に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 学生は、教養教育系科目について、次に示すとおりに授業科目を履修し、計14単位以上修得しなければならない。

(1) 全学共通教育科目

ア 学問への扉

学問への扉の授業科目のうちから2単位を修得すること。

イ 基盤教養教育科目

人文科学系科目、社会科学系科目、自然科学系科目及び総合型科目のうち本学部が指定する授業科目の中から選択履修し、6単位以上を修得すること。

ウ 情報教育科目

「情報社会基礎」(2単位)を修得すること。

エ 健康・スポーツ教育科目

「スポーツ実習 A」(1単位)を必修とし、さらに、「スポーツ科学」(1単位)、「健康科学実習 A」(1単位)又は「健康科学」(1単位)のいずれかを選択履修し、計2単位を修得すること。

オ 以上の12単位を修得した上で、基盤教養教育科目又はアドヴァンスト・セミナーを履修した場合は、それぞれ2単位を上限に教養教育系科目の単位として算入することができる。

(2) 高度教養教育科目

次の授業科目のうちから、2年次秋学期以降に選択履修し、2単位以上を修得すること。

ア 本学部が高度教養教育科目として開設する科目

イ 他学部等が高度教養教育科目として提供する科目で本学部が指定する科目

ウ 全学教育推進機構が開講する高度教養教育科目

エ コミュニケーションデザイン科目で本学部が認める科目

第3条 学生は、専門教育系科目について、次に示すとおりに授業科目を履修し、卒業論文を含め計78単位以上修得しなければならない。

(1) 必修科目

ア 「文学部共通概説」(2単位)を修得すること。

イ 所属する専修の講義及び演習並びに専修が別に定める他専修の講義及び演習にわたり28単位を修得すること。

ウ 英米文学・英語学、ドイツ文学又はフランス文学専修に所属する学生にあつては、前イに規定する単位に外国語科目2単位を含まなければならない。この場合において、当該専修の外国語以外の外国語科目を履修するものとし、初級科目を選択する者は、当該学生がマルチリンガル教育科目として履修した外国語以外の外国語科目を選択しなければならない。なお、外国語学部が開設する兼修語学のうち、本学部が指定する科目の単位を修得した場合は、外国語科目の単位として算入することができる。

(2) 選択科目

「文学部共通概説」及び卒業論文を除く本学部の授業科目の中から38単位以上を修得すること。

(3) 卒業論文

「卒業論文」(10単位)を修得すること。

- 2 英米文学・英語学、ドイツ文学及びフランス文学専修以外に所属する学生にあつては、外国語学部が開設する兼修語学のうち、本学部が指定する科目の単位を修得した場合は、2単位を上限に選択科目の単位として算入することができる。
- 3 在学中に、他の大学、専門職大学若しくは短期大学（専門職短期大学を含む。以下同じ。）又は外国の大学（専門職大学に相当する外国の大学を含む。以下同じ。）若しくは短期大学で修得した単位は、24単位まで選択科目として認められることがある。

第4条 専門教育系科目において演習は、必修科目及び選択科目を合わせて20単位以上修得しなければならない。

第5条 卒業論文は、4年次の所定の期日までに提出するものとする。

第6条 学生は、国際性涵養教育系科目について、次に示すとおり授業科目を履修し、28単位以上を修得しなければならない。

(1) 全学共通教育科目（マルチリンガル教育科目）

- ①第1外国語として、総合英語のうち本学部が指定する授業科目の中から選択履修し6単位、実践英語のうち本学部が指定する授業科目の中から選択履修し2単位を修得すること。ただし、英語を母語とする外国人留学生及び特別な理由のある者については、第2外国語として設定されているドイツ語、フランス語、ロシア語及び中国語のうちから1外国語を選択し、第1外国語として履修することができる。
- ②第2外国語として、ドイツ語、フランス語、ロシア語、中国語、朝鮮語、スペイン語及びイタリア語のうちから1外国語を選択履修し、本学部が指定する授業科目から4単位を修得すること。ただし、外国人留学生については、1外国語として日本語を選択することができる。なお、①のただし書によって第1外国語に替えた外国語は、第2外国語として選択することができない。
- ③選択外国語として、選択外国語の授業科目の中から4単位、又は「第2外国語」として開講されているドイツ語、フランス語、ロシア語及び中国語の中から（第2外国語として選択している外国語を除く。）1外国語を選択し4単位を修得すること。
- ④グローバル理解のうち本学部が指定する授業科目から第2外国語として履修する外国語と関連する科目を選択履修し、8単位を修得すること。ただし、①のただし書によって第1外国語で英語以外の外国語を履修した者は、当該外国語と関連する科目を8単位修得しなければならない。また、外国人留学生で第2外国語の日本語を選択履修した場合は、「多文化コミュニケーション（日本語）」の科目を8単位修得すること。
- ⑤以上の24単位を修得した上で、第2外国語の上級科目又はグローバル理解の「特別外国語演習」の科目を履修した場合は、それぞれ2単位を上限に国際性涵養教育系科目の単位として算入することができる。

(2) 高度国際性涵養教育科目

次の授業科目のうちから、2年次秋学期以降に選択履修し、4単位以上を修得すること。

ア 本学部が開設する高度国際性涵養教育科目

イ 他学部が高度国際性涵養教育科目として提供する科目のうち本学部が指定する科目

ウ 国際交流科目のうち、本学部が認める科目

第7条 履修科目の選択については、指導教員から指示することがある。

第8条 教育職員免許状等を取得しようとする者は、教育職員免許法等の関係法令に定める授業科目の単位を修得しなければならない。

第9条 学士入学者は、本学部で2年以上在学し、次に示すとおり修得しなければならない。

- (1) 第2条第2号で定める高度教養教育科目の中から2単位以上を修得すること。
- (2) 第3条で定める専門教育系科目のうち、必修科目（「文学部共通概説」を除く。）28単位、選択

科目 26 単位以上及び卒業論文 10 単位を修得すること。

(3) 第 6 条第 2 号で定める高度国際性涵養教育科目の中から 2 単位以上を修得すること。

第 10 条 入学前に大学、専門職大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学で修得した単位は、30 単位まで本学部において修得したものとして認定することができる。

附 則

- 1 この改正は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 4 年 3 月 31 日現在本学部に在学中の者（以下この項において「在学者」という。）及び令和 4 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に学士入学、再入学又は転部する者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

大阪大学文学部における卒業論文の評価基準

1. 卒業論文は、提出者自身の単著であるとともに、自立的ないし主体的に取り組んだ研究の成果でなければならない。
2. 卒業論文は、各専修で指定した言語により書かれるものとする。また、題目は本文と同じ言語によるものとする。
3. 各専修は、以下のような評価項目の中から研究分野に相応しい評価項目を定めて評価を行う。なお、各専修は必要に応じて評価項目を追加することができる。
 - 対象テキストを正確に読解している。
 - 選択した研究方法に従ってデータや資史料などを的確に収集・処理している。
 - 先行研究を踏まえ、また基本的な文献調査を行うなど、学問的研究方法を着実に身につけている。
 - 着眼点の斬新さ、新たな知見、分析の切り口の面白さ等を有している。
 - 適切な文章表現による論述が行われており、全体的によくまとまっている。
 - 研究課題への真摯な取り組みが認められる。
4. 卒業論文の評価は、次のような基準により行うものとする。
 - (1) 各専修において定める評価項目のすべてを満たしていない論文はF評価とする。
 - (2) 各専修において定める評価項目のいくつかを十分に満たしていない論文は、B、Cいずれかの評価とする。なお、B評価あるいはC評価は、各評価項目を満たしている程度に基づいて行われるものとする。
 - (3) 各専修において定める評価項目を概ね満たし優れていると認められる論文は、A評価とする。さらに、評価項目のいくつかにおいてたいへん優れている論文は、Sに近いA評価(85点以上)とする。
 - (4) 各専修の定める評価項目のほぼ全てにおいてたいへん優れており、卒業論文として高い水準にあると認められる論文は、S評価とする。なお、S評価の場合、学部教授会で評価理由の補足説明を行うこととする。